

令和8年度

大阪市立大成小学校

「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

(令和7年8月改訂版)

## 令和8年度 大阪市立大成小学校 「学校いじめ防止基本方針」

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「【めざす子ども像】ア、自ら考え、判断し、表現する子（知） イ、ひとの気持ちを考えて行動する子（徳） ウ、健康や体力に関心をもち、たくましく生きようとする子（体）」の育成のために「大成小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本ポイントとして、以下の点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに取り組む。
- ② 未然防止・早期発見に努める。
- ③ 家庭・地域との連携に努める。

### 3. いじめの未然防止についての取組

#### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 人権教育・道徳教育の充実を図り、規範意識や集団の在り方についての学習を深めるとともに、自尊感情の育成に努める。
- ② 体験教育を通して、達成感を味わえる教育を推進する。
- ③ 特別活動を通して、規範意識や協力できる集団を育成する。
- ④ 教員の指導力の向上めざし、公開授業に取り組む。

#### (2) 自己有用感を高めるために

- ① 学級活動を通して、子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。また、一人一人が活動することができる活動を充実させる。
- ② 学校行事・児童会活動を通して、自分の良さや友達の良さを認め合える学習、思いやりやボランティア活動の大切さを学ぶ学習を深める。  
  
人とのつながりを感じることでできる集団づくりに努める。  
  
児童を認め、誉める指導を充実させる。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 校内研修を通して、子どものSOSのサイン、問題行動への対応のスキルを全教職員が身につける。
- ② 学級・学年では、人とのつながりを大切にし、互いの良さを認め合う集団づくりに努める。
- ③ 学校全体で、児童を認め、誉める指導を実践する。
- ④ 「学校安心ルール」を周知し、活用を図る。

## **4. いじめの早期発見についての取組**

### <基本姿勢>

いじめは、大人の気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童の見守りや信頼関係の構築を図る。
- ② 連絡帳・日記等の活用を図る。
- ③ 学期毎に定期的なアンケートを実施する。

※緊急性の高いものは、管理職に「報・連・相」して対応する。

- ④ 心の天気・相談機能の活用を図る。

・各学級担任・担当及び管理職・教務主任が毎日確認して、連携して進める。

- ⑤ いじめ対策委員会の定期開催(学期毎のいじめアンケート実施後、企画会前に行う)  
・学期毎のいじめアンケート実施後、企画会前に開催※議事録(生活指導部長)

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本方針>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 学年部会・児童理解研修会で実態の把握に努める。
- ② 「いじめ対策委員会」で指導方針の検討する
- ③ 関係諸機関と連携しケース会議をもつ。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

○教育相談体制—担任だけでなく全教職員が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、教育相談体制を作る。

○生活指導体制—人権教育推進委員会（生活指導・いじめ対策委員会）が中核となり、組織的な対応を行う。

※「いじめ対策委員会」（生活指導・人権教育推進委員会）構成員

（校長・教頭・人権教育主担・教務主任・外国人教育主担・特別支援教育主任

生活指導部長・保健主事・学年主任・養護教諭） 校長—委員長

○校内研修—一年一回以上「いじめ問題に関する校内研修」を実施（校長）

○児童理解研修—毎月、スクリーニング会議Ⅰの場で実施。

## (2) 保護者や地域・関連機関との連携

P T A実行委員会、学校協議会、地域活動協議会等と連携

教育委員会、警察、こどもサポートネット、こども相談センター等との連携

## (3) 取組内容の検証

学期毎にアンケートを実施する

運営に関する計画で検証(いじめの解消率等)

## **7. 重大事案への対処**

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は、

速やかに大阪市教育委員会 事務局 指導部に報告し、連携して、調査および対応を行う。

### **いじめ事案発生時の対応の流れ**

